

死亡に伴う手続きのしおり

(2026年度 改訂版)



ご遺族の方へ

ご家族の訃報に接し、心から哀悼の意を表します。

大野城市では、死亡に伴う必要な諸手続きをまとめた「死亡に伴う手続きのしおり」を作成するとともに、おくやみコーナーを設置し、なるべく一つの窓口で市役所での手続きを対応できるようにしております。

ご遺族の皆さまのご負担が少しでも軽減されるよう、ご利用いただけますと幸いです。

大野城市役所 市民生活部 総合窓口センター

手続きの流れについて

大野城市役所で手続きをする今後の流れになります。事前に、必要な手続きと「来庁時の持ち物」についてご確認ください。

なお、おくやみコーナーを利用するには、予約が必要です。

手続きの流れ

① チェックシートに記入する

3・4ページのチェックシートをもとに、必要な手続きを確認します。

② 持ち物の確認

チェックシートをもとに、各ページで手続きに必要なものを確認します。

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、持ってきてください。

▶ 亡くなられた方の必要なもの

- ・ 国民健康保険や後期高齢者医療の資格確認書または資格情報のお知らせ
- ・ 大野城市介護保険被保険者証
- ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ・ 印鑑登録証、市民カード

▶ ご遺族の方の必要なもの

- ・ 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・ 口座がわかるもの（預貯金通帳など）
- ・ 亡くなった人と喪主の氏名を確認できる書類（会葬礼状、葬儀領収書など）
- ・ 印鑑

③ 来庁予約

インターネットまたは電話で「おくやみコーナー」の予約を取ります。

おくやみコーナー（要予約）

- ▶ **対応日時** 平日 午前9時30分 / 午前11時 / 午後2時 の3枠
※時期によって枠数を変更する場合があります。
※閉庁日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

▶ **予約方法**

① インターネット

「大野城市 おくやみコーナー」で検索するか、右記の二次元コードをお持ちのスマートフォンで読み取り、予約サイトから予約する。



※来庁希望日の2営業日前までに予約をしてください。

大野城市 おくやみ



② 電話

092-580-1842（総合窓口センター） 平日 午前8時半～午後5時

大野城市役所

予約をせずに来庁した場合でも、ご自身で担当課に行って手続きをすることができます。

対応日時 平日 午前8時半～午後5時

※閉庁日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

問合せ先 コールセンター 092-501-2211（年中無休） 午前8時～午後9時

④ 予約日に来庁

必要なものを持って、大野城市役所1階「総合案内センター」へ来庁してください。

もくじ・チェックシート

	質問	はい	いいえ	担当課	ページ	終了	
1 年金	1-1 国民年金	国民年金のみの受給者・加入者でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課	5	
	1-2 国民年金以外の年金	厚生年金の受給者・加入者でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市役所以外	5	
		共済年金の受給者・加入者でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		企業年金の受給者・加入者でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		農業者年金の受給者・加入者でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		恩給受給者でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2 健康保険	2-1 国民健康保険	本人または同世帯に国民健康保険加入者がいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課	6	
	2-2 後期高齢者医療	75歳以上でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		7	
		65歳～74歳で後期高齢者医療に加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		8	
3 医療	3-1 医療	重度障がい者医療証を持っていたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課	9	
		子ども医療証を持っていたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		9	
		ひとり親家庭等医療証を持っていたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		10	
	3-2 制度の案内 (ひとり親家庭等医療)	残された家族がひとり親家庭などになりますか？ (母子家庭・父子家庭・父母のいない児童)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		10	
4 介護保険	4 相続人代表者指定	65歳以上でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護支援課	11	
		40～64歳で介護サービスを利用していましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5 高齢者	5-1 紙おむつ給付	介護用品（紙おむつなど）の給付を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	すこやか 長寿課	12	
	5-2 介護手当	在宅寝たきり高齢者等介護手当を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		12	
	5-3 高齢者サービス	その他の高齢者サービスを受けていましたか？ 福祉電話設置 配食サービス 高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業 あんしんまどか（高齢者 ICT 見守り）事業 ここだよまどか（高齢者等検索位置検索）事業 みつくてまどか（高齢者検索身元確認）事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		12	
6 障がい者	6-1 障がい者手帳	障がい者手帳を持っていたか？（身体・療育・精神）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉 サービス課	13	
	6-2 自立支援医療	自立支援医療受給者証を持っていたか？ （更生医療、育成医療、精神通院）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		13	
	6-3 福岡県心身障害者 扶養共済制度	福岡県心身障害者扶養共済制度に加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		14	
	6-4 障がい者（児）の手当	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、市 重度障がい児（者）介護手当を受給していましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		15	
	6-5 各種受給者証	各種受給者証（障害福祉サービス、地域相談支援、障害 児通所支援）を持っていたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		16	
	6-6 障がい者紙おむつ給付	障がい者紙おむつの給付を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		16	
	6-7 福祉タクシー券	福祉タクシー券を持っていたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		17	
	6-8 その他サービス	その他障がい福祉のサービスを受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		17	

		質問	はい	いいえ	担当課	ページ	終了
7 税金	7-1 市県民税	市県民税を支払っていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市税課	18	
	7-2 固定資産税	固定資産税を支払っていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		19	
	7-3 軽自動車税	原付・二輪バイク・軽自動車などを持っていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		20	
	7-4 納税	税金や保険料の納付・滞納状況について不明な点がありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	納税課	21	
8 水道	8-1 上下水道	水道・下水道を契約してましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	料金施設課	22	
	8-2 井戸水	井戸水を使用し、下水道に排水してましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		22	
	8-3 下水道事業受益者負担金	下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中でしたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		23	
9 児童 三手当	9-1 児童手当	児童手当を受給してましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て 支援課	24	
	9-2 児童扶養手当	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給してましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		25	
	9-3 特別児童扶養手当		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		26	
10 保育所 幼稚園 学校 ランドセル クラブ	10-1 保育所・幼稚園	認可保育所・認定こども園・認可外保育施設・幼稚園へ入所してましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て 支援課	27	
	10-2 就学援助	就学援助の申請をしてましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育総務課	27	
	10-3 制度の案内	遺族に市内の市立小・中学校に在学する児童生徒がいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		28	
	10-4 ランドセルクラブ	ランドセルクラブに通ってましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校・地域 連携課	28	
11 各種 証明書	11-1 各種証明書	戸籍・住民票・税などの証明書が必要ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	証明 コーナー	29	
	11-2 戸籍					30	
	11-3 住民票（除票）					34	
	11-4 税証明					35	
12 マイナ ンバー	12-1 マイナンバーカード	マイナンバーカード・マイナンバー通知カードを持っていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	総合窓口 センター	36	
	12-2 マイナンバー	亡くなった人のマイナンバーが必要ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	証明コーナー	36	
13 その他 市役所 での手 続き	13-1 世帯主変更	世帯主の変更を希望しますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	総合窓口 センター	37	
	13-2 印鑑登録	印鑑登録証・大野城市民カードを持っていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	循環型社会 推進課	37	
	13-3 ごみ処理	亡くなった人の家のごみ処理（持込）をしますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		38	
	13-4 戸別受信機(防災)	戸別受信機の貸与を受けてましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	危機管理課	38	
	13-5 市営住宅	市営住宅に入居してましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	財産管理課	39 40	
	13-6 森林	森林を所有してましたか？ ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	産業振興課	41	
	13-7 農地	農地を所有してましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	産業振興課	41	
	13-8 犬	犬を飼ってましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	循環型社会 推進課	42	
	13-9 相談（生活困窮）	遺族で経済的に困っている人はいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生活支援課	43	
	13-10 相談(空き家・空き地)	空き家などになる不動産はありますか？ (共同住宅を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生活安全課	44	
	13-11 相談（こころの健康）	こころの健康に関する相談先を探していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康課	45	
14 市役所 以外	14 市役所以外の 手続き一覧	市役所以外の手続きについて不明な点がありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市役所以外	46	
						47	

1 年金

1-1 国民年金



▶ 対象者

- 国民年金（老齢基礎年金・障害基礎年金）のみ受給していた人
- 亡くなった時点で国民年金に加入していた人

▶ 手続きの内容

受給者：未支給年金請求

加入者：遺族基礎年金請求・死亡一時金請求・寡婦年金請求

▶ 必要なもの

- 亡くなった人の年金手帳・年金証書もしくは基礎年金番号が分かるもの
- 死亡診断書（死体検案書等）のコピー
- 請求者となる人の口座がわかるもの（預貯金通帳など）
- 請求者となる人の印鑑（認印可）
- 亡くなった人と請求者との続柄が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本
- 請求者となる人のマイナンバーカード・通知カード、個人番号通知書
- 請求者の本人確認書類（顔写真付きのもの）

※その他の書類も必要な場合がありますので、事前に問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

国保年金課 国保年金担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1848

e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp

1-2 国民年金以外の年金

亡くなった人が受給していた年金の種類によって死亡届、未支給年金請求、遺族厚生・共済年金請求などの手続きがあります。それぞれの窓口へ問い合わせてください。

- **厚生年金** 南福岡年金事務所（092-552-6112） お客様相談室
 予約専用：0570-05-4890 ※自動音声案内①→②
 ※窓口希望の場合は予約のうえ、相談・手続きをしてください。
- **共済年金** 各共済組合
- **企業年金** 各企業年金基金などまたは企業年金連合会
- **農業者年金** 住んでいた地域の各農業協同組合
- **恩給** 総務省恩給相談窓口（恩給相談専用電話 03-5273-1400）

2 健康保険

2-1 国民健康保険

資格確認書等の返還・記載事項変更



▶ 対象者

国民健康保険に加入していた人

▶ 手続きの内容

- ▶ 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、
限度額適用認定証などの返還および記載事項の変更を行います。

▶ 必要なもの

世帯員が亡くなった場合

- 亡くなった人の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
- 亡くなった人の各種認定証
(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、はり・きゅう受療証)
- 手続きする人の本人確認書類 (運転免許証など)

世帯主が亡くなった場合

- その世帯の加入者の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
(または資格確認書・資格情報のお知らせ)
- その世帯の加入者の各種認定証
- 手続きする人の本人確認書類 (運転免許証など)

▶ 問い合わせ先

国保年金課 国保年金担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1846 / 092-580-1952

e-mail kkhairyo@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



4週土曜日
窓口サービス
(第2・第4土曜)
での手続きの可否



地域行政センター
(「コミュニティセンター」内)
での手続きの可否



郵便での
手続きの可否

相続人代表者指定届



▶ 対象者

国民健康保険の加入者がいた世帯の世帯主

▶ 手続きの内容

国民健康保険税などの精算のため、相続人の代表者を届け出てください。

▶ 必要なもの

- 相続人代表者の本人確認書類（運転免許証など）
- 相続人代表者の口座がわかるもの（預貯金通帳など）
- 相続人代表者と亡くなった人の続柄が分かる書類（戸籍謄本など）
 ※亡くなった人と死亡時に同じ世帯の配偶者または子が相続人代表者になる
 ときは、相続関係が分かる書類は必要ありません
 ※詳しくは32ページを確認してください

▶ 問い合わせ先

国保年金課 国保年金担当【市役所 1階】
 TEL 092-580-1846 / 092-580-1952
 e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp



葬祭費支給

▶ 対象者

国民健康保険に加入していた人

▶ 手続きの内容

葬儀を行った喪主に対して、3万円を支給します。

▶ 必要なもの

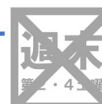
- 喪主の印鑑（認印可）
- 喪主であることを確認できる書類（葬儀の領収書、会葬礼状、埋火葬許可証
 などで、①亡くなった人の氏名と②喪主の氏名が載っているもの）
- 喪主の口座がわかるもの（預貯金通帳など）
 ※喪主以外の方が申請する場合または振込先口座名義人となる場合は、喪主から
 の委任状と代理人の印鑑（認印可）が別途必要です。

▶ 問い合わせ先

国保年金課 国保年金担当【市役所 1階】
 TEL 092-580-1846 / 092-580-1952
 e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp

2-2 後期高齢者医療

相続人代表者指定届



▶ 対象者

後期高齢者医療に加入していた人

▶ 手続きの内容

保険料などの精算のため、相続人の代表者を届け出てください。

▶ 必要なもの

- 亡くなった人の後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ
- 相続人代表者が亡くなった被保険者と別世帯の場合は、続柄が分かるもの（戸籍謄本など）
※詳しくは31ページを確認してください
- 相続人代表者の口座がわかるもの（預貯金通帳など）

▶ 問い合わせ先

国保年金課 医療担当【市役所1階】

TEL 092-580-1847 e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



4週末窓口サービス（第2・第3土曜）での
手続きの可否

葬祭費支給



▶ 対象者

後期高齢者医療に加入していた人

▶ 手続きの内容

葬儀を行った喪主に対して、3万円を支給します。

▶ 必要なもの

- 喪主であることを確認できる書類（葬儀の領収書・会葬礼状・埋火葬許可証などで、①亡くなった人の氏名と②喪主の氏名が載っているもの）
- 喪主の口座がわかるもの（預貯金通帳など）
※喪主以外の方が申請する場合または振込先口座名義人となる場合は、喪主からの委任状が別途必要です。

▶ 問い合わせ先

国保年金課 医療担当【市役所1階】

TEL 092-580-1847 e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp



地域行政センター（「コミュニティセンター」）での
手続きの可否



郵便での
手続きの可否

3 医療

3-1 医療

重度障がい者医療



▶ **対象者**

重度障がい者医療を受給していた人（3歳以上）

▶ **手続きの内容**

重度障がい者医療の資格喪失手続きと医療証返還を行います。

▶ **必要なもの**

亡くなった人の重度障がい者医療証

▶ **問い合わせ先**

国保年金課 医療担当【市役所1階】

TEL 092-580-1847

e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp

子ども医療



▶ **対象者**

子ども医療を受給していた人（0歳～中学3年生）

▶ **手続きの内容**

子ども医療の資格喪失手続きと医療証返還を行います。

▶ **必要なもの**

亡くなった人の子ども医療証

▶ **問い合わせ先**

国保年金課 医療担当【市役所1階】

TEL 092-580-1847

e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp

ひとり親家庭等医療



▶ 対象者

ひとり親家庭等医療を受給していた人
(小学1年生～満18歳に達する日以降の3月31日の児童とその保護者)

▶ 手続きの内容

ひとり親家庭等医療の資格喪失手続きと医療証返還を行います。

▶ 必要なもの

亡くなった人のひとり親家庭等医療証

▶ 問い合わせ先

国保年金課 医療担当【市役所1階】
TEL 092-580-1847
e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



週末窓口サービス(第2・第4土曜日)での
手続きの可否

3-2 制度の案内(ひとり親家庭等医療)



▶ 対象者

満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童がいる人

▶ 手続きの内容

ひとり親家庭等に対して医療費の助成があります。
ただし、状況により案内が異なりますので、事前に問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

国保年金課 医療担当【市役所1階】
TEL 092-580-1847
e-mail kkhairy@city.onojo.fukuoka.jp



地域行政センター(「コミュニティ」)
での手続きの可否



郵便での
手続きの可否

4 介護保険

4 相続人代表者指定届



▶ 対象者

- 介護保険に加入していた人（65 歳以上全員）
- 介護サービスを利用していた人（40～64 歳）

▶ 手続きの内容

保険料などの精算のため、相続人の代表者を届け出てください。

▶ 必要なもの

- 亡くなった人の介護保険被保険者証
- 相続人代表者が亡くなった被保険者と別世帯の場合は、続柄が分かるもの（戸籍謄本など）
※詳しくは31ページを確認してください
- 相続人代表者の口座がわかるもの（預貯金通帳など）
- 相続人代表者の印鑑（認印）
※状況により、必要となる場合があります

▶ 問い合わせ先

介護支援課 介護サービス担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1860

e-mail kaigo@city.onojo.fukuoka.jp

5 高齢者

5-1 紙おむつ給付



▶ 対象者

紙おむつなどの給付を受けていた人（おおむね 65 歳以上）

▶ 手続きの内容

廃止手続きを行いますので、問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

すこやか長寿課 長寿支援担当【市役所新館4階】

TEL 092-580-1859

e-mail houkatsu@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否

5-2 介護手当



▶ 対象者

在宅寝たきり高齢者等介護手当を受けていた人

▶ 手続きの内容

廃止手続きを行いますので、問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

すこやか長寿課 長寿支援担当【市役所新館4階】

TEL 092-580-1859

e-mail houkatsu@city.onojo.fukuoka.jp



4週未窓口サービス（第2・第4土曜日）での手続きの可否

5-3 高齢者サービス



▶ 対象者

その他の高齢者サービスを受けていた人（おおむね 65 歳以上）

（福祉電話設置、配食サービス、高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業、あんしんまどか（高齢者 ICT 見守り）事業、ここだよまどか（高齢者等搜索位置検索）事業、みつくてまどか（高齢者搜索身元確認）事業）

▶ 手続きの内容

貸与品の返却手続き等を行いますので、問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

すこやか長寿課 長寿支援担当【市役所新館4階】

TEL 092-580-1859

e-mail houkatsu@city.onojo.fukuoka.jp



地域行政センター（コミュニティ）での手続きの可否



郵便での手続きの可否

6 障がい者

6-1 障がい者手帳



▶ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた人

▶ 手続きの内容

各種障がい者手帳の返還が必要です。

▶ 必要なもの

亡くなった人の手帳

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1852/092-580-1853 FAX 092-573-8083

e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

6-2 自立支援医療



▶ 対象者

自立支援医療受給者証（更生医療、育成医療、精神通院）を持っていた人

▶ 手続きの内容

各種受給者証の返還が必要です。

▶ 必要なもの

亡くなった人の自立支援医療受給者証

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1852/092-580-1853 FAX 092-573-8083

e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

6-3 福岡県心身障害者扶養共済制度

支給金請求



▶ 対象者

福岡県心身障害者扶養共済制度に加入していた人
 ※加入者（障がいのある人の保護者）が亡くなった場合

▶ 手続きの内容

年金給付の請求が必要です。

▶ 必要なもの

- 亡くなった加入者（保護者）の住民票の除票
- 年金受給権者（障がい者）の住民票
- 年金受給権者（障がい者）の口座がわかるもの（預金通帳など）
- 医師が発行する死亡診断書（原本または原本証明されたもの）
- 加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式）
- 年金管理者の住民票

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1 階】
 TEL 092-580-1852 / 092-580-1853 FAX 092-573-8083
 e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
 手続きの可否



週末窓口サービス（第2・第4土曜日）での
 手続きの可否

弔慰金請求



▶ 対象者

福岡県心身障害者扶養共済制度に加入していた人
 ※障がいのある人が亡くなった場合

▶ 手続きの内容

加入者（障がいのある人の保護者）は、弔慰金の請求ができます。

▶ 必要なもの

- 加入者（保護者）の住民票
- 亡くなった障がい者の住民票の除票
- 加入者（保護者）の口座がわかるもの（預金通帳など）

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1 階】
 TEL 092-580-1852 / 092-580-1853 FAX 092-573-8083
 e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp



地域行政センター（「コミュニティセンター」内）での
 手続きの可否



郵便での
 手続きの可否

年金給付保険金支払対象障害者死亡届



▶ 対象者

福岡県心身障害者扶養共済制度に加入していた人

※障がいのある人（年金給付保険金支払対象障害者）が亡くなった場合

▶ 手続きの内容

死亡届が必要です。

▶ 必要なもの

- 死亡（重度障害）届書
- 年金受給権者（障がい者）の住民票の除票

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1852/092-580-1853 FAX 092-573-8083

e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

6-4 障がい者（児）の手当



▶ 対象者

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、市重度障がい児（者）介護手当を受給していた人

※障がいのある人または保護者が亡くなった場合

▶ 手続きの内容

各届出（資格喪失届）が必要です。

▶ 必要なもの

- 相続する人の印鑑（認印）
- 相続する人の口座がわかるもの

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1852/092-580-1853 FAX 092-573-8083

e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

6-5 各種受給者証



▶ 対象者

各種受給者証（障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援）を持っていた人

▶ 手続きの内容

受給者証の返還が必要です。

▶ 必要なもの

亡くなった人の受給者証

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1階】

TEL 092-580-1852/092-580-1853 FAX 092-573-8083

e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



4週末窓口サービス（第2・第4土曜日）での手続きの可否

6-6 障がい者紙おむつ給付



▶ 対象者

障がい者紙おむつの給付を受けていた人

▶ 手続きの内容

紙おむつ給付の廃止届が必要です。

▶ 必要なもの

手続きする人の印鑑（認印）

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1階】

TEL 092-580-1852/092-580-1853 FAX 092-573-8083

e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

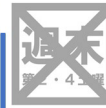


地域行政センター（「コミュニティ」内）での手続きの可否



郵便での
手続きの可否

6-7 福祉タクシー券



▶ 対象者

福祉タクシー券を持っていた人

▶ 手続きの内容

福祉タクシー券の返還が必要です。

▶ 必要なもの

亡くなった人の福祉タクシー券

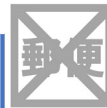
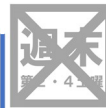
▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1852/092-580-1853 FAX 092-573-8083

e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

6-8 その他サービス



▶ 対象者

その他の障がい福祉のサービスを受けていた人

▶ 手続きの内容

その他の福祉サービスを受けていた人が亡くなった場合、届出が必要な場合があります。

▶ 必要なもの

サービスによって異なりますので、お問い合わせください。

▶ 問い合わせ先

福祉サービス課 障がい福祉担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1852/092-580-1853 FAX 092-573-8083

e-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

7 税金

7-1 市県民税

相続人代表者指定届

平日
市役所週末
第2・4土曜~~平日
市役所~~

郵便

▶ 対象者

市県民税を納税していた人

▶ 手続きの内容

亡くなった人の市県民税に関する通知を受け取るため、相続人の代表者を届け出てください。

▶ 必要なもの

- 相続人代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 相続人代表者と亡くなった人の続柄が分かる書類（戸籍謄本など）
※亡くなった人と死亡時に同じ世帯の配偶者または子が相続人代表者になるときは、相続関係が分かる書類は必要ありません。
※詳しくは32ページを確認してください。

▶ 問い合わせ先

市税課 市民税担当【市役所 1階】

TEL 092-580-1828

e-mail shizei@city.onojo.fukuoka.jp

平日
市役所~~平日
市役所~~平日市役所での
手続きの可否週末
第2・4土曜~~週末
第2・4土曜~~

週末窓口サービス（第2・4土曜）での手続きの可否

コ
ミ
セ
ン~~コ
ミ
セ
ン~~

地域行政センター（コミュニティセンター内）での手続きの可否

郵便

~~郵便~~

郵便での手続きの可否

7-2 固定資産税

相続人代表者指定（変更）届 兼 固定資産現所有者申告書



▶ 対象者

固定資産税を納税していた人（納税義務者・納税管理人・相続人代表者）

▶ 手続きの内容

相続人の中から、亡くなった人の固定資産税に関する通知を受け取る人を決めます。
名義の変更に関する案内も行います。

▶ 必要なもの

「届出人」および「相続人代表者」の本人確認書類 ※写しも可
（マイナンバーカード、運転免許証など）

▶ 問い合わせ先

市税課 固定資産税担当【市役所 1 階】
TEL 092-580-1829
e-mail shizei@city.onojo.fukuoka.jp

7-3 軽自動車税



▶ 対象者

- 原動機付自転車を所有していた人
- 小型特殊自動車（トラクターなど）を所有していた人

※その他の車両を所有していた人は、P46「14市役所以外の手続き一覧」を確認してください。

▶ 手続きの内容

名義変更・廃車の手続きを行います。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されますので、早めに手続きをしてください。

▶ 必要なもの

名義変更する場合

- 「本人が亡くなったこと」と「本人と新所有者との関係」がわかる戸籍謄本など
- 新所有者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ナンバープレート

廃車する場合

- メーカー名、車台番号、排気量がわかる書類（標識交付証明書など）
- ナンバープレート

▶ 問い合わせ先

市税課 市民税担当【市役所 1階】

TEL 092-580-1827

e-mail shizei@city.onojo.fukuoka.jp



平日
中役所
での
手続
きの
可否



週末
窓ロ
ワー
ビス
(第2・
第4
土曜
日)
での
手続
きの
可否



地域
行政
セン
ター
(「ミ
ニ
マ
イ
」)
での
手続
きの
可否



郵便
での
手続
きの
可否

7-4 納税



▶ 対象者

税金や保険料を納付していた人（納税義務者・納税管理人・相続人代表者など）
税金や保険料を滞納していた人

▶ 手続きの内容

税金や保険料の納付に関する手続き・納付について案内します。

納税義務者が亡くなった場合、口座振替登録は廃止します。

登録のあった口座で引き続き口座振替をご希望の方は、納税課へ相談して下さい。
新規口座で口座振替を希望する場合は、口座振替申込書もしくはオンライン申請
で申し込んでください。

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・登録があった口座での口座振替 ・オンライン申請（新規口座） | } | <p>毎月 10 日までの申し込みで
月末納期限から口座振替開始</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替依頼書（新規口座） | } | <p>申し込み月の翌月末納期限
から口座振替開始</p> |

▶ 必要なもの

- 亡くなった人の納税通知書や領収書（固定資産税は対象納付番号分全て）
- 同一世帯以外の相続人が手続きする場合、続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）

口座振替の手続きをされる人

口座振替依頼書で申請の場合

- ・新たに申し込む人の預貯金通帳
- ・通帳届出印

オンライン申請の場合

- ・口座情報
- ・キャッシュカードの暗証番号
- ・通知書番号または被保険者番号

▶ 問い合わせ先

納税課 納税相談担当（納税相談・支払いに関すること）【市役所 1 階】

TEL 092-580-1974

e-mail nozei@city.onojo.fukuoka.jp

納税課 納税管理担当（口座振替に関すること）【市役所 1 階】

TEL 092-580-1832

e-mail nozei@city.onojo.fukuoka.jp

8 水道

8-1 上下水道



▶ 対象者

水道・下水道を契約していた人

▶ 手続きの内容

水道・下水道の使用中止、または契約者名義の変更を行います。

※管理会社などに水道料金・下水道使用料を支払っていた人は、管理会社などに確認してください。

▶ 必要なもの

契約者名義変更に伴い口座振替の口座を変更する場合

- 口座がわかるもの（預貯金通帳など）
- 名義人の金融機関届出印
- 口座の申し込みはインターネットでもできます
（インターネットでの口座振替取り扱い金融機関）



インターネットでの手続きはこちらから

福岡銀行 西日本シティ銀行 ゆうちょ銀行 九州労働金庫 福岡中央銀行
筑紫農協 筑邦銀行 十八親和銀行 佐賀銀行 福岡信用金庫 福岡県信用組合

▶ 問い合わせ先

料金施設課 料金担当【市役所新館2階】

TEL 092-580-1923

e-mail sisetu@city.onojo.fukuoka.jp

8-2 井戸水



▶ 対象者

井戸水を使用し、下水道に排水していた人

▶ 手続きの内容

井戸水の使用人数変更を行います。（使用人数で水量を認定します。）

▶ 問い合わせ先

料金施設課 料金担当【市役所新館2階】

TEL 092-580-1923

e-mail sisetu@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



4週末窓口サービス（第2・第4土曜日）での
手続きの可否

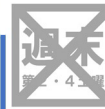


区域行政センター（コミュニティセンター内）での
手続きの可否



郵便での
手続きの可否

8-3 下水道事業受益者負担金



▶ 対象者

下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中だった人
※土地所有者が対象者となります。

▶ 手続きの内容

受益者負担金に未払いがある場合、変更手続きが必要です。
※受益者の変更と登録口座の変更を郵送で手続きする場合は、申請書への記入漏れや印鑑押印漏れなどがある場合には、再度申請書を記入していただくこととなります。

▶ 必要なもの

受益者の変更

- 受益者変更届
- 戸籍謄本または戸籍抄本のコピー（亡くなった受益者と別世帯の場合のみ）

登録口座の変更

- 新たに申し込みたい口座がわかるもの（預貯金通帳など）
- 新たに申し込みたい名義人の金融機関届出印

▶ 問い合わせ先

料金施設課 給排水設備担当【市役所新館2階】
TEL 092-580-1927
e-mail sisetu@city.onojo.fukuoka.jp

9 児童三手当

9-1 児童手当

児童手当支給対象だった児童が亡くなった場合



▶ **対象者**

原則高校生まで（22歳以下も手続対象の場合あり）

▶ **手続きの内容**

対象児童分の手当の減額手続きを行います。

▶ **問い合わせ先**

子育て支援課 子育て支援担当【市役所1階】

TEL 092-580-1862 FAX 092-573-8083

e-mail kenkos@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



週末窓口サービス（第2・4土曜日）での
手続きの可否



地域行政センター（コミュニティセンター内）での
手続きの可否



郵便での
手続きの可否

児童手当を受給していた人が亡くなった場合



▶ **手続きの内容**

未払分の手当の請求および新しく受給者となる人の認定手続きを行います。

※新しく受給者となる人の認定請求は、前受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内に行ってください。

▶ **必要なもの**

事前に問い合わせてください。

▶ **問い合わせ先**

子育て支援課 子育て支援担当【市役所1階】

TEL 092-580-1862 FAX 092-573-8083

e-mail kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

9-2 児童扶養手当



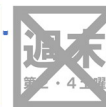
児童扶養手当支給対象だった児童が亡くなった場合

- ▶ **対象者**
原則高校生まで（20歳以下も対象の場合有）
- ▶ **手続きの内容**
対象児童分の手当の減額手続きを行います。
- ▶ **必要なもの**
児童扶養手当証書

児童扶養手当を受給していた人が亡くなった場合

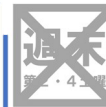
- ▶ **手続きの内容**
未払分の手当の請求および新しく受給者となる人の認定手続きを行います。
- ▶ **必要なもの**
事前に問い合わせてください。
- ▶ **問い合わせ先**
子育て支援課 子育て支援担当【市役所 1階】
TEL 092-580-1862 FAX 092-573-8083
e-mail kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

制度の案内（児童扶養手当）



- ▶ **対象者**
原則 18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育している人
- ▶ **手続きの内容**
父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。
ただし、状況により案内が異なりますので、事前に問い合わせてください。
- ▶ **問い合わせ先**
子育て支援課 子育て支援担当【市役所 1階】
TEL 092-580-1862 FAX 092-573-8083
e-mail kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

9-3 特別児童扶養手当



特別児童扶養手当支給対象だった児童が亡くなった場合

▶ 対象者

満20歳まで

▶ 手続きの内容

対象児童分の手当の減額手続きを行います。

▶ 問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援担当【市役所1階】

TEL 092-580-1862 FAX 092-573-8083

e-mail kenkos@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否

特別児童扶養手当を受給していた人が亡くなった場合

▶ 手続きの内容

未払分の手当の請求および新しく受給者となる人の認定手続きを行います。

▶ 必要なもの

事前に問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援担当【市役所1階】

TEL 092-580-1862 FAX 092-573-8083

e-mail kenkos@city.onojo.fukuoka.jp



4週末窓口サービス(第2・4土曜日)での
手続きの可否



地域行政センター(コミュニティセンター内)での
手続きの可否



郵便での
手続きの可否

10 保育所・幼稚園・学校・ランドセルクラブ

10-1 保育所・幼稚園



▶ 対象者

- 認可保育所・認定こども園・認可外保育施設・幼稚園に在園している児童の保護者
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用している児童の保護者
 （0～5歳：4月1日現在）

▶ 手続きの内容

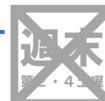
教育・保育給付認定等の変更を行います。事前に問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

子育て支援課 保育所・幼稚園担当【市役所1階】
 TEL 092-580-1864 FAX 092-573-8083
 e-mail kenkos@city.onojo.fukuoka.jp

10-2 就学援助

就学援助変更



▶ 対象者

就学援助の申請をしていた保護者

▶ 手続きの内容

事前に問い合わせてください。
 申請状況により、手続きが不要な場合があります。

▶ 必要なもの

通帳

▶ 問い合わせ先

教育総務課 教育総務担当【市役所5階】
 TEL 092-580-1902
 e-mail kyomu@city.onojo.fukuoka.jp

10-3 制度の案内（就学援助）



▶ 対象者

市内の市立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者

▶ 手続きの内容

経済的な理由により、市内の市立小・中学校への就学が困難な家庭に対して、学校で必要な学用品費、校外活動費などの費用の一部を市が援助する制度です。ただし、状況によって案内が異なりますので、事前に問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

教育総務課 教育総務担当【市役所5階】
TEL 092-580-1902
e-mail kyomu@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



週末窓口サービス（第2・第4土曜日）での
手続きの可否

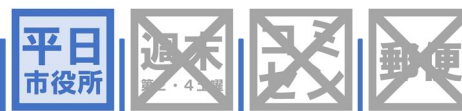


地域行政センター（「コミュニティセンター」内）での
手続きの可否



郵便での
手続きの可否

10-4 ランドセルクラブ



▶ 対象者

ランドセルクラブに通っていた児童またはその保護者

▶ 手続きの内容

保育料の支払関係、世帯主変更等の手続きを行います。状況により必要な手続きが変わりますので、事前に問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

学校・地域連携課 地域連携担当【市役所5階】
TEL 092-580-1911
e-mail gimukyo@city.onojo.fukuoka.jp

11 各種証明書

11-1 各種証明書

- 死亡に伴う手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書など）があります。事前に、提出先（各契約会社など）にどの書類が必要か確認してください。市役所での手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本などは、申出により原本を返却される場合があるので、提出先に確認してください。
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。
- 死亡届を出してから証明書が発行できるまでには日数がかかる場合があります。

11-2 戸籍

死亡届の写し



▶ 対象者

かんぽ生命の簡易生命保険や、各種公的年金に加入していた人

▶ 手続きの内容

亡くなった人がかんぽ生命の簡易生命保険や、各種公的年金に加入していた場合、死亡届の写し（死亡届記載事項証明書）が必要なことがあります。

他の市区町村に死亡届を出した場合や、亡くなった人の本籍地によっては、大野城市役所では写しの交付ができないことがあります。詳しくは問い合わせてください。

▶ 必要なもの

- 保険証券または年金証書
- 申請者の本人確認書類（運転免許証など）

▶ 問い合わせ先

総合窓口センター 戸籍整備担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1844 FAX 092-501-7948

e-mail shimin@city.onojo.fukuoka.jp

戸籍（除籍）謄本・抄本

平日
市役所週末
第2・4土曜コ
ミ
セ
ン

郵便

▶ 対象者

亡くなった人の戸籍謄本などが必要な人

※地域行政センター（コミュニティセンター内）では、改製原戸籍の抄本と改製原戸籍の附票の取得ができません。

▶ 手続きの内容

本籍地のある市区町村で取れます。

※本籍地が大野城市でない場合は、郵便請求や、コンビニ交付、手数料など本籍地のある市区町村に問い合わせてください。

※亡くなった人の直系尊属（親・祖父母など）や直系卑属（子・孫など）、配偶者が申請する場合、本籍地が大野城市でなくても広域交付で取れる場合があります。

▶ 必要なもの

窓口で取得する場合（大野城市の例）

- 申請者の本人確認書類（運転免許証など）
 - 委任状（同じ戸籍に記載された人・その直系血族の人以外が手続きする場合）
- ※委任状がない場合は、事前に問い合わせてください。

広域交付で取得する場合

- 申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- ※抄本・附票は取れません。
※委任状での請求はできません。
※即日での交付ができない場合があります。

郵便で取得する場合（大野城市の例）

次のものを送付してください。

- 郵便用申請書
- 申請者の本人確認書類（運転免許証など）のコピー
- 定額小為替証書（手数料）
- 返信用封筒（切手を貼ったもの）

▶ 問い合わせ先

総合窓口センター 戸籍整備担当【市役所1階】

TEL 092-580-1844 FAX 092-501-7948

e-mail shimin@city.onojo.fukuoka.jp

平日
市役所~~平日
市役所~~平日市役所での
手続きの可否週末
第2・4土曜~~週末
第2・4土曜~~4週土曜日の
窓口サービス（第2・
第4土曜）での
手続きの可否コ
ミ
セ
ン~~コ
ミ
セ
ン~~地域行政センター（「コミュニティ」）での
手続きの可否

郵便

~~郵便~~郵便での
手続きの
可否

相続人代表者指定届に必要な戸籍謄本について

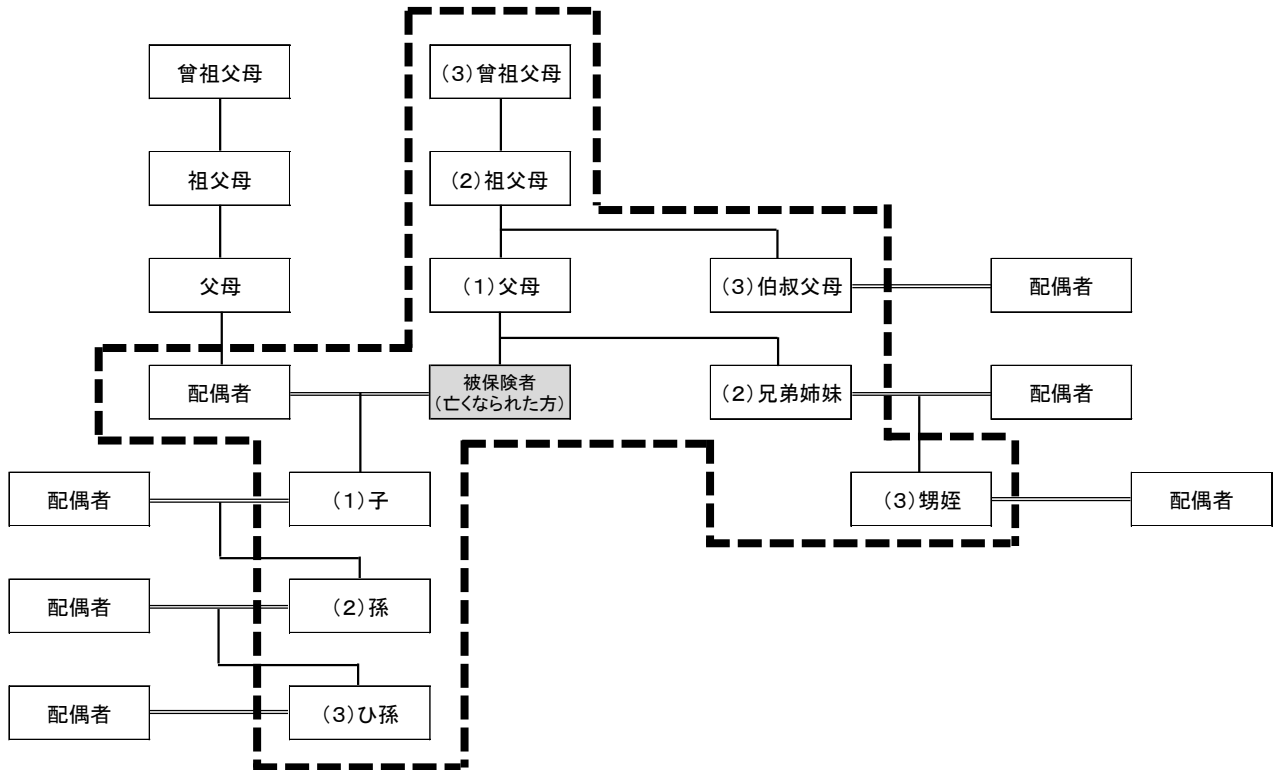
▶ 相続人代表者指定届とは

亡くなられた納税義務者（被保険者）の方の賦課徴収および還付に関する書類を受領する代表者を指定するための届出です。指定後、前述の納付及び還付、請求、受領についてお知らせがある場合は相続人代表者の方に通知させていただきます。

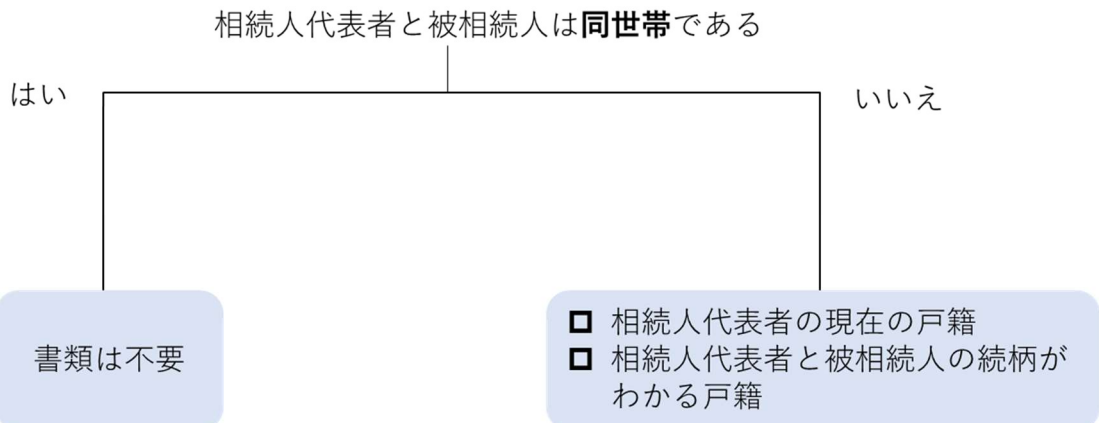
介護保険料・後期高齢者医療保険料等

▶ 相続人関係図（亡くなられた方から見た続柄） ※（ ）内は親等数

破線の囲み部分が相続人に指定できる方です。



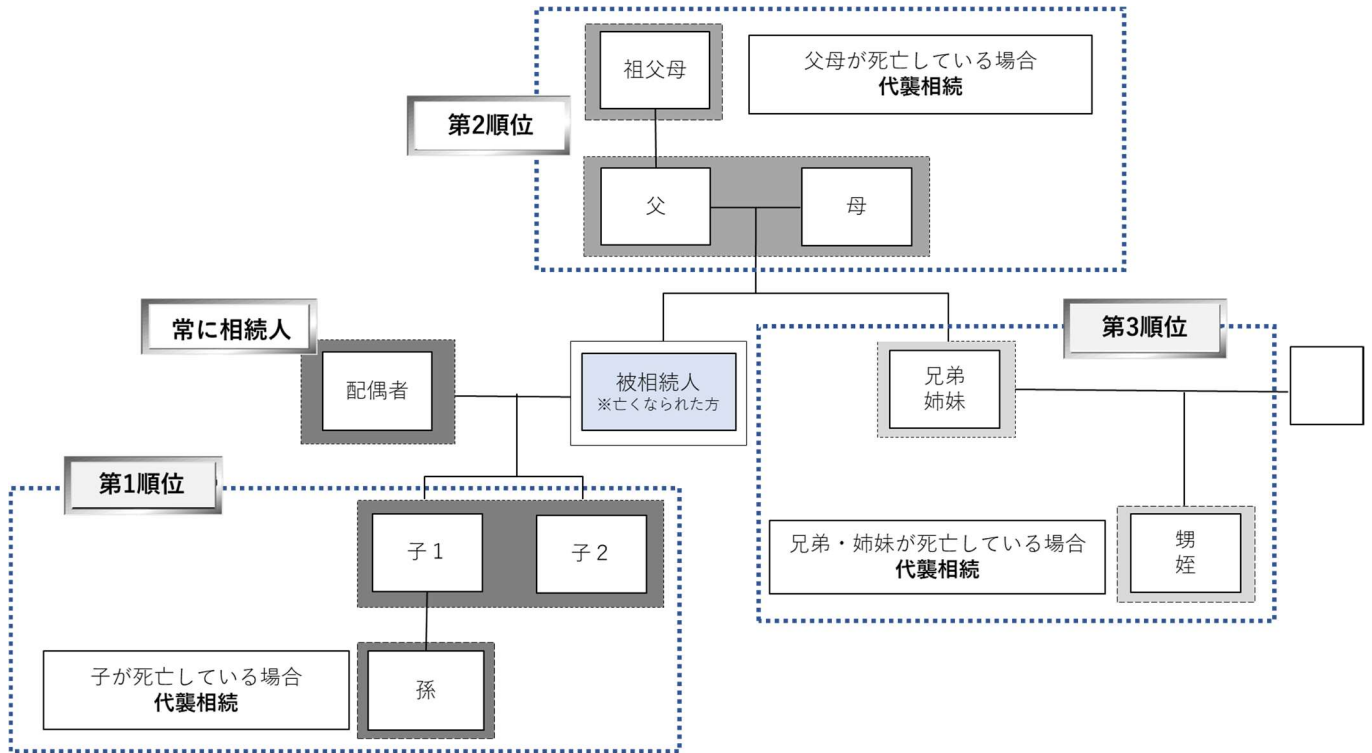
▶ 必要になる戸籍謄本（下記戸籍中、重複するものは1通で構いません）



市県民税・軽自動車税・国民健康保険税等

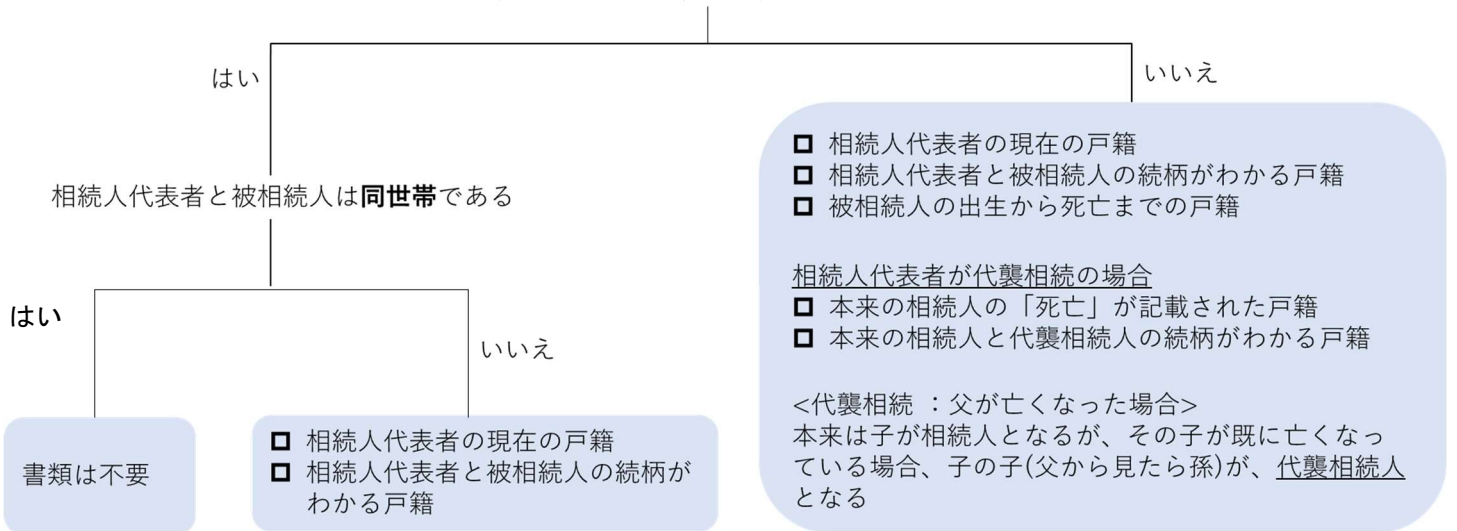
▶ 相続人関係図(亡くなられた方から見た続柄)

配偶者は常に法定相続人となり、子や親、兄弟には優先順位があります。
先順位の人が1人でもいる場合は、後順位の人には相続人になれません。



▶ 必要になる戸籍謄本(下記戸籍中、重複するものは1通で構いません)

相続人代表者が被相続人(亡くなられた方)の“配偶者”または“子”のどちらかである



※相続人代表者の現在の戸籍で被相続人の続柄がわかる場合は、現在の戸籍1通のみで構いません。

※必要となる戸籍は個人によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

戸籍に関するQ&A

Q 戸籍「謄本（とうほん）」と「抄本（しょうほん）」とは？

A 謄本は戸籍に記載された全員の身分事項を証明するものです。抄本は一部の人を証明するものです。

Q 除籍謄本・抄本の「除籍」とは？

A 除籍とは死亡や転籍、婚姻などにより戸籍から全員が除かれたものです。

Q 筆頭者とは？

A 戸籍の最初に記載された人のことです。夫の氏で婚姻している場合は夫が筆頭者になります。筆頭者は亡くなくても変わりません。

Q 戸籍謄本などは誰が取れる？

A 「その戸籍に記載された人」または「その戸籍に記載された人の直系血族の人」です。

1 1-3 住民票（除票）

平日
市役所週末
第2・4土曜コ
ミ
セ
ン

郵便

▶ 対象者

住民票の除票が必要な人

※除票とは、亡くなった人や転出した人などの住民票のことです。

※請求理由によっては、交付できない場合があります。

▶ 必要なもの

- 申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- 委任状（必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。）

※その他の書類も必要な場合がありますので、事前に問い合わせてください。

（除票が必要な理由がわかる書類など）

（委任状が必要な例）



別世帯の子が母の代わりに手続きに来た

亡くなった父の除票が必要
です。父と同居していた母
が手続きをするために使
います。

母からの委任状が
必要です

▶ 問い合わせ先

総合窓口センター 受付・サービス担当【市役所 1 階】

TEL 092-580-1842 FAX 092-501-7948

e-mail shimin@city.onojo.fukuoka.jp

平日
市役所~~平日
市役所~~平日
市役所
での
手続
きの
可否週末
第2・4土曜~~週末
第2・4土曜~~4 週
土曜
日サ
ービ
ス
での
手続
きの
可否コ
ミ
セ
ン~~コ
ミ
セ
ン~~セ
ン
タ
ー
内
での
手続
きの
可否

郵便

~~郵便~~郵便
での
手続
きの
可否

1 1-4 税証明



▶ 対象者

亡くなった人の課税証明書、所得証明書、納税証明、納付証明などが必要な人

▶ 必要なもの

相続人代表者が取得する場合

本人確認書類（運転免許証など）

相続人代表者以外が取得する場合

- 申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- 以下のどちらか一方
 - ・相続人代表者からの委任状
 - ・納税義務者が亡くなったこと分かる書類および亡くなった人と申請者の関係が分かる書類（戸籍謄本など）

▶ 問い合わせ先

市税課 市民税担当（課税証明書、所得証明書に関すること）【市役所 1 階】

TEL 092-580-1827

e-mail shizei@city.onojo.fukuoka.jp

市税課 固定資産税担当（固定資産評価証明書、公課証明書、名寄帳に関すること）【市役所 1 階】

TEL 092-580-1829

e-mail shizei@city.onojo.fukuoka.jp

納税課 納税管理担当（納税証明、納付証明に関すること）【市役所 1 階】

TEL 092-580-1832

e-mail nozei@city.onojo.fukuoka.jp

12 マイナンバー

12-1 マイナンバーカード (個人番号カード)



▶ 対象者

マイナンバーカード・マイナンバー通知カードを持っていた人

▶ 手続きの内容

カードが不要な場合、市役所へ返却または各自で廃棄してください。

※マイナンバーは年金や保険などの手続きで必要になることがあります。

▶ 必要なもの

マイナンバーカード・マイナンバー通知カード

▶ 問い合わせ先

総合窓口センター 受付・サービス担当【市役所 1階】

TEL 092-580-1842 FAX 092-501-7948

e-mail shimin@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



4週土曜日の
総合窓口サービス(第2・第4)
での手続きの可否

12-2 マイナンバー (個人番号)



▶ 対象者

亡くなった人のマイナンバーがわからない人

※亡くなった人のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードを紛失している場合。

▶ 手続きの内容

死亡時に同世帯だった人は、マイナンバー入りの住民票(除票)が請求できます。

死亡時に同世帯の人がいなかった場合は、マイナンバーを知る方法はありません。

▶ 必要なもの

- 申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- 委任状(同世帯だった人の代理人が手続きする場合)

▶ 問い合わせ先

総合窓口センター 受付・サービス担当【市役所 1階】

TEL 092-580-1842 FAX 092-501-7948

e-mail shimin@city.onojo.fukuoka.jp



地域行政センター(「コミュニティ」)
での手続きの可否



郵便での
手続きの可否

13 その他市役所での手続き

13-1 世帯主変更



▶ **対象者**

世帯主が亡くなった世帯（単身世帯を除く）

▶ **手続きの内容**

世帯主が亡くなった場合、住民票の2番目に記載されている人を世帯主に変更しています。それ以外の人を世帯主にする場合には届出が必要です。

▶ **必要なもの**

- 届出人の本人確認書類（運転免許証など）
- 委任状（同世帯以外の方が手続きする場合）

▶ **問い合わせ先**

総合窓口センター 受付・サービス担当【市役所1階】
 TEL 092-580-1842 FAX 092-501-7948
 e-mail shimin@city.onojo.fukuoka.jp

13-2 印鑑登録



▶ **対象者**

- 印鑑登録をしていた人（15歳以上）
- 大野城市民カードを持っていた人

▶ **手続きの内容**

印鑑登録は廃止になっていますので、市民カードを市役所へ返却してください。

▶ **必要なもの**

大野城市民カードまたは印鑑登録証

▶ **問い合わせ先**

総合窓口センター 受付・サービス担当【市役所1階】
 TEL 092-580-1842 FAX 092-501-7948
 e-mail shimin@city.onojo.fukuoka.jp

13-3 ごみ処理



▶ 対象者

亡くなった人の家のごみ処理（持込）をする人

▶ 手続きの内容

同居していた人がいる場合

通常のごみと同様の方法で出してください。

独居で同居人がいない、身寄りがいない場合

一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください（有料）。

▶ 問い合わせ先

循環型社会推進課 廃棄物・最終処分場担当【市役所新館4階】

TEL 092-580-1889 FAX 092-573-0022

e-mail recycle@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



週末窓口サービス（第2・第4土曜日）での
手続きの可否

13-4 戸別受信機（防災）



▶ 対象者

戸別受信機の貸与を受けていた人

▶ 手続きの内容

貸与機器の返却手続き等を行いますので、
問い合わせてください。



▶ 問い合わせ先

危機管理課 危機管理担当【市役所新館3階】

TEL 092-580-1966 FAX 092-573-7791

e-mail kikikanri@city.onojo.fukuoka.jp



地域行政センター（「コミュニティセンター内」）での
手続きの可否



郵便での
手続きの可否

13-5 市営住宅



▶ 対象者

市営住宅に入居していた人

▶ 手続きの内容

入居の状態などによって、手続きや必要な書類が異なります。まずは、ご連絡ください。

▶ 問い合わせ先

財産管理課 管財担当【市役所新館3階】

TEL 092-580-1824 FAX 092-573-7791

e-mail soumubu@city.onojo.fukuoka.jp

名義人が亡くなり、同居人が引き続き市営住宅に入居する場合

▶ 手続きの内容

市営住宅入居承継承認手続きが必要です。

▶ 必要なもの

- 市営住宅入居承継承認申請書
- 死亡の事実が確認できる書類（住民票の除票など）
- 名義人と承継者との関係が確認できる書類

※その後の手続きで必要なもの

- 請書
- 身元引受人の印鑑証明・実印

名義人が亡くなり、市営住宅を明渡しする場合

▶ 手続きの内容

- 退去立会が必要です。
- 家賃を口座引き落としで支払っている場合は、口座引き落とし廃止手続きが必要です。
- 電気、ガス、水道、電話、インターネット回線などの解約が必要です。
(それぞれの契約会社への手続きとなります。)
- 敷金の返還があります。返還口座の届出が必要です。

▶ 必要なもの

- 市営住宅明渡し届
- 死亡の事実が確認できる書類（住民票の除票など）

同居人が亡くなった場合

▶ 手続きの内容

市営住宅同居者異動届手続きが必要です。

▶ 必要なもの

- 市営住宅同居者異動届
- 「死亡の事実」が確認できる書類（住民票の除票など）



平日市役所での
手続きの可否



4週末窓口サービス(第2・第4・第6土曜日)での
手続きの可否



地域行政センター(「コミュニティセンター」内)での
手続きの可否



郵便での
手続きの可否

13-6 森林



▶ 対象者

森林を相続した人 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ

▶ 手続きの内容

森林の土地の所有者となった日から 90 日以内の届出が必要です。

(所有者となった日…相続の場合は被相続人の死亡の日)

※相続登記が完了してからの手続きとなります。

▶ 必要なもの

- 森林の土地の位置を示す図面
- 森林の土地を相続したことが分かる書類（相続登記済みの登記事項証明書など）

▶ 問い合わせ先

産業振興課 産業振興担当【市役所新館4階】

TEL 092-580-1870

e-mail sangyo@city.onojo.fukuoka.jp

13-7 農地



▶ 対象者

農地を相続した人 ※農地台帳に記載されている農地のみ

▶ 手続きの内容

農地台帳修正のため届出が必要です。

※相続登記が完了してからの手続きとなります。

▶ 必要なもの

- 字図（相続にともない分筆した場合のみ）

▶ 問い合わせ先

産業振興課 産業振興担当【市役所新館4階】

TEL 092-580-1894

e-mail sangyo@city.onojo.fukuoka.jp

13-8 犬



▶ 対象者

亡くなった人が飼っていた犬を引き取る人

▶ 手続きの内容

登録内容の変更手続きが必要です。

▶ 手続き方法

環境省のマイクロチップを装着していない場合

市役所窓口に、以下のものを持ってお越しください。

- 鑑札（ない場合はご相談ください）
- 前の飼い主の住所・氏名が分かるもの
- 手数料 3,000 円（前の飼い主が犬の登録を行っていない場合）

環境省のマイクロチップを装着している場合

令和5年4月1日以降に変更する場合は市役所窓口での手続きは不要です。

環境省へマイクロチップ情報の登録を行っている場合は、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで飼い主の変更手続きをしてください。



登録変更はこちらから

新しい飼い主が大野城市以外に住んでいる場合

新しい飼い主が住んでいる市町村に問い合わせてください。

▶ 問い合わせ先

循環型社会推進課 生活環境担当【市役所新館4階】

TEL 092-580-1887 FAX 092-573-0022

e-mail recycle@city.onojo.fukuoka.jp



平日市役所での
手続きの可否



週末窓口サービス（第2・第4・第6土曜日）での
手続きの可否

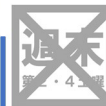


地域行政センター（「コミュニティセンター」内）での
手続きの可否



郵便での
手続きの可否

13-9 相談（生活困窮）



▶ 対象者

遺族で経済的に困っている人

▶ 手続きの内容

経済的に困っている人に対して、その人の状況に応じた相談支援を実施し、困窮状態からの脱却を支援します。なお、直接的な金銭の支給はありません。

▶ 問い合わせ先

生活支援課 生活保護担当【市役所2階】

TEL 092-580-1993、092-580-1994 FAX 092-572-8432

e-mail seiho@city.onojo.fukuoka.jp

▶ 対象者

所有者が亡くなり、空き家や空き地となる物件を相続する人

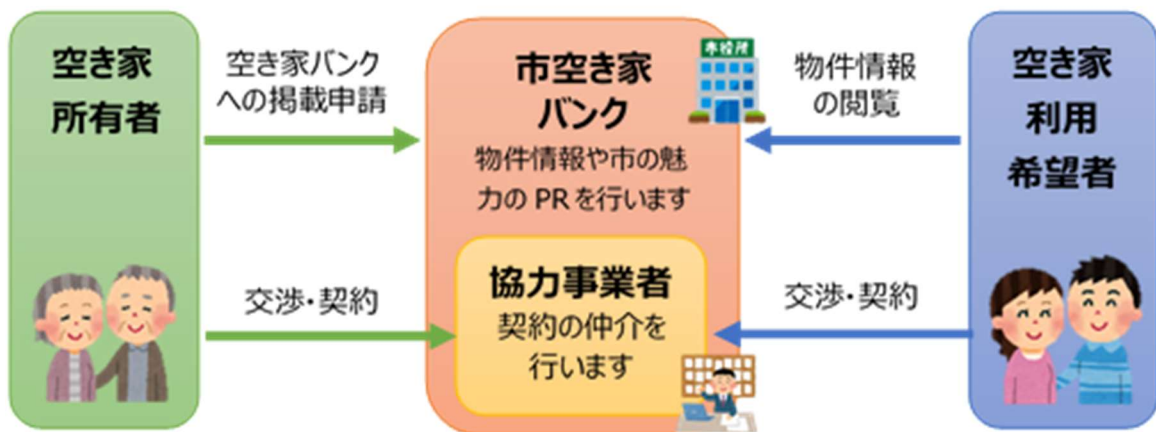
※不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないとして、令和6年4月1日以降、相続登記の申請が義務化されました。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

▶ 相談できる内容

街の住環境を良好に保つため、空き家・空き地の所有者は適切に管理していただく必要があります。

管理の方法、注意点、管理サービスなどで不明な点があれば、ご相談ください。また、空き家の売却・賃貸など活用を検討している人には「大野城市空き家バンク」制度を紹介します。

（大野城市空き家バンクの仕組み）※登録料は無料



問い合わせ先

生活安全課 生活安全担当【市役所新館4階】

TEL 092-580-1897

e-mail daienzen@city.onojo.fukuoka.jp

空き家バンクのHP



大野城市シルバー人材センターのサービス

市と大野城市シルバー人材センターは、空き家などの適正管理についての協定を締結し、対策を実施しています。

- 空き家見守りサービス 外観目視点検・報告 2,000円/回
- 庭・空き地などの除草剪定 別途見積

▶ 申し込み・問い合わせ先

（公社）大野城市シルバー人材センター

TEL 092-582-0221

13-11 相談（こころの健康）

大切な人が亡くなったことで、苦しい思いをしているとき、誰かに話を聞いてほしいとき、自分自身の気持ちの整理が付かないときなど、面接や電話で相談を受け付けます。ひとりでかかえこまずに相談してください。

※日時などが変わる場合があります。詳しくは各相談機関にお問い合わせください。

▶ 面接相談（予約制）

相談先	相談時間	電話番号
すこやか交流プラザ	月 1 回月曜日 午後 1 時 40 分～午後 3 時半	092-501-2222
福岡県精神保健福祉センター	月～金（祝日・年末年始を除く） 午前 8 時半～午後 5 時 15 分 ＜自死遺族等のための法律相談＞ 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時～正午、午後 1 時半～4 時半の うち原則 50 分	092-582-7500
福岡県筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課精神保健係	毎週水曜日 午後 1 時～午後 3 時	092-513-5585

▶ 電話・FAX相談

相談先	相談時間	電話番号など
福岡いのちの電話	年中無休 24 時間	092-741-4343
ふくおか自殺予防ホットライン		092-592-0783
福岡県 精神保健福祉 センター	心の健康相談電話 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時～午後 4 時	092-582-7400
	精神保健福祉 相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前 8 時半～午後 5 時 15 分	092-582-7500

※メール・SNS の相談は、インターネットで「支援情報検索サイト」を検索してください。

▶ 自死遺族の集い

話を聞くだけでも、匿名での参加も可能です。詳しくは電話で問い合わせてください。

- リメンバー福岡 : 092-737-1275
- 久留米市「わかち合いの会」: 0942-30-9728
- 北九州市「わかち合いの会」: 093-522-8729

14 市役所以外の手続き一覧

	手続きの内容	問い合わせ先
生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡保険金の請求 ● 入院給付金の請求など 	生命保険会社・代理店
損害保険	名義変更・解約など	損害保険会社・代理店
預貯金口座	口座の凍結解除	各金融機関など
株式・国債などの金融資産	名義変更	金融機関・証券会社など
普通自動車	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車税に関すること ● 名義変更などに関すること 毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。所有者の移転登録・廃車などは早めに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税金（自動車税） 筑紫県税事務所 (092-513-5576) ▶ 所有者の移転登録など 九州運輸局福岡運輸支局 (050-5540-2078)
軽四輪と二輪 (126cc以上)	<ul style="list-style-type: none"> ● 名義変更 ● 廃車 毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車などは早めに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 軽四輪 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 (050-3816-1750) ▶ 二輪 九州運輸局福岡運輸支局 (050-5540-2078)
所得税・消費税の納税義務者	所得税・消費税準確定申告 ※相続の開始を知った日の翌日から、4カ月以内に申告・納付が必要です。	筑紫税務署 (092-923-1400)
一定の財産を持っている人	相続税確定申告 ※相続の開始を知った日の翌日から、10カ月以内に申告・納付が必要です。	音声ダイヤルで【2】を選択 ※面接相談は予約制
土地・家屋	土地・家屋の相続登記	福岡法務局 筑紫支局 (092-922-2881) ※登記手続き案内は予約制
遺言書	遺言書の検認 遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所で申立が必要です。 ※公正証書で作成している場合など、家庭裁判所で申立を必要としない場合もあります。	福岡家庭裁判所 (092-981-9605)
相続放棄	相続放棄の申述 相続の開始を知った時から、3カ月以内に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所で申述（書面提出）が必要です。	

	手続きの内容	問い合わせ先
ふくおかまごころ駐 車場利用証	利用証の返還 ※窓口へ直接または郵送で返却してくだ さい。 ▶ 必要なもの ふくおかまごころ駐車場利用証	筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課 (092-513-5626) 福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 (092-643-3264)
被爆者健康手帳・特 定医療費（指定難病） 受給者証	被爆者健康手帳、特定医療費（指定難病） 受給者証の返還など ※事前に問い合わせてください。	筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課 健康増進係 (092-513-5583)
戦傷病者手帳	戦傷病者手帳の返還 ▶ 必要なもの ● 手帳 ● 死亡年月日がわかる書類の写し（住民 票の除票など） ● 変更届（指定様式） ● 戦傷病者乗車券引換証（交付を受けて いる場合）	福岡県 保護・援護課 (092-643-3301)
戦没者などの遺族に 対する特別弔慰金の 償還金を受け取って いた人（償還金が残 っている場合）	国債記名者の変更 ▶ 必要なもの ● 国債 ● 記名者の死亡を確認できる戸籍書類 ● 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明 できる戸籍書類 ● 印鑑	国債に記載されている 郵便局
固定電話	名義変更・解約	NTT西日本 (局番なしの116) その他は各契約会社
携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター (0570-077-077)
電気・ガス料金など	名義変更・解約	各契約会社
運転免許証	返納手続き ▶ 必要なもの ● 死亡したことが確認できる書類（死亡 診断書、住民票の除票など）(コピー可) ● 運転免許証	春日警察署 交通総務係 (092-580-0110) ※平日の執務時間のみ受付 ※事前連絡不要
パスポート	パスポートの失効	福岡県パスポートセンター (092-725-9002)
クレジットカード	解約	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

死亡に伴う手続きのしおり

令和8年（2026年）4月発行

発行・編集

大野城市役所 市民生活部 総合窓口センター
〒816-8510

福岡県大野城市曙町2丁目2番1号

TEL 092-501-2211(代)・コールセンター

FAX 092-501-2394

URL <http://www.city.onojo.fukuoka.jp/>
